

配偶者暴力相談支援センターとは？

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のために、DV防止法に基づいて設置された施設です。
愛媛県では、現在、**愛媛県福祉総合支援センター**と**愛媛県男女共同参画センター**及び**新居浜市配偶者暴力相談支援センター**の3か所が配偶者暴力相談支援センターとして指定されて、次の業務を行っています。



配偶者暴力相談支援センターの業務

- ・ 被害者に関する各般の問題についての相談及びその他相談機関等の紹介
- ・ 被害者の心身の健康を回復させるためのカウンセリング
- ・ 被害者及びその同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ・ 自立して生活することを促すための就業、住宅等の情報提供、関係機関との連絡調整その他の援助
- ・ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- ・ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助 等
(相談無料、秘密厳守、匿名相談可)



保護命令制度とは？

配偶者から、身体に対する暴力や生命・身体に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者からの更なる身体に対する暴力により、生命又は身体に対する重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所は、被害者からの申立てにより、加害者に次のような命令を発することができます。

- ・ 加害者に、被害者と共に住む住居から退去することを命令 (**退去命令**)
- ・ 加害者が被害者につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令 (**接近禁止命令**)
- ・ 被害者と同居している未成年の子への接近禁止命令
- ・ 被害者に対する電話・電子メール等を禁止する命令
- ・ 被害者の親族、支援者等への接近禁止命令



*保護命令の申請等に必要な情報提供は、配偶者暴力相談支援センターで行っています。